

資料 1

第24期東京都自然環境保全審議会 鳥獣部会委員名簿

令和元年7月1日現在
(敬称略)

氏 名	役 職 名 等
高 橋 恒 彦	東京都獣医師会特任野生動物担当
葉 山 政 治	(公財)日本野鳥の会自然保護室室長
山 崎 晃 司	東京農業大学教授
山 崎 靖 代	東京都森林組合理事
相 原 宏 次	東京都農業会議事務局次長
石 井 信 夫	東京女子大学教授
宮 下 牧 夫	(公社)東京都猟友会理事

東京都自然環境保全審議会規則

昭和47年12月5日
規則第276号

改正 昭和55年12月1日規則第173号
平成12年3月31日規則第201号
平成13年3月29日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、東京における自然の保護と回復に関する条例(平成12年東京都条例第216号)第12条第9項の規定に基づき東京都自然環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第3条 審議会は、専門的事項に関する調査審議を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部務を掌理し、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。

(招集)

第4条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

(議事)

第5条 審議会又は部会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会又は部会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(補欠の委員の任期)

第6条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第173号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年規則第201号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第47号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

東京都自然環境保全審議会運営要領

平成12年1月17日会長決定

改正 平成13年5月17日会長決定

平成14年6月10日会長決定

平成15年4月16日会長決定

(目的)

第1 この要領は、東京都自然環境保全審議会規則（平成13年東京都規則第47号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、東京都自然環境保全審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会の設置)

第2 審議会に、規則第3条の規定に基づき計画部会、規制部会、鳥獣部会及び温泉部会を置く。

(部会の分掌)

第3 東京における自然の保護と回復に関する条例（平成12年東京都条例第216号）第12条第2項各号の調査審議は、次に掲げた部会が分掌するものとする。

- (1) 計画部会は、同項第1号、第2号及び第6号に関すること。
- (2) 規制部会は、同項第4号に関すること。
- (3) 鳥獣部会は、同項第3号及び同項第5号に掲げる事項のうち鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定によりその権限に属された事項に関すること。
- (4) 温泉部会は、同項第5号に掲げる事項のうち温泉法の規定によりその権限に属された事項に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自然の保護と回復に関する重要事項に関しては関係する部会とする。

(部会の運営)

第4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

2 部会長は、必要がある場合、関係者の出席を求めることができる。

(議事録等)

第5 審議会においては会議ごとに議事録を、部会においては会議ごとに審議事項、経過及び結果等を記載した会議の要録（以下「会議要録」という。）を作成することとする。

(公開等)

第6 審議会及び部会は公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「公開条例」という。）第7条に規定する非開示情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、その理由を明らかにした上で一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 第1項ただし書に基づく非公開は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。
- 3 審議会の議事録及び部会の会議要録並びに提出した資料は、公開とする。ただし、第1項のただし書の規定に基づき開催した審議会の議事録及び部会の会議要録並びに提出した資料については、公開条例第7条の非開示情報に該当する部分について非公開とする。

(会議の傍聴等)

第7 会長及び部会長は、必要があると認めるときは、審議会及び部会の会議ごとに、あらかじめ報道関係者以外の者に交付する傍聴券の数を定めることができる。

- 2 傍聴券は、会議の当日受付で、報道関係者及び報道関係者以外の者の別に、それぞれ先着順に1人1枚を交付する。
- 3 審議会及び部会の会議を傍聴しようとする者が会議場に入室するときには、傍聴券を事務局職員に提示させるものとする。
- 4 会長及び部会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に議事を妨害しないよう注意するなど必要な指示をし又は事務局職員に指示させることができる。
- 5 会長及び部会長は、前項の指示をしたにもかかわらず、会議の運営が困難であると認めるときは、傍聴人を退室させることができる。

附 則

- 1 この要領は、平成12年1月17日から施行する。
- 2 公開条例施行以前に開催された審議会の議事録及び部会の会議要録並びに提出した資料については、東京都公文書の開示等に関する条例（昭和59年東京都条例第109号）第9条第6号の規定に基づき非開示と決定したものは、開示しないこととする。

附 則

- 1 この要領は、平成13年5月17日から施行する。
- 2 この要領は、平成14年6月10日から施行する。
- 3 この要領は、平成15年4月16日から施行する。